

謹んで地震津波災害のお見舞いを申し上げます

いい出会い 地域に根ざす 本郷法人会

当会は、本年設立60周年・社団化45周年の節目を迎えました。

そこで、記念講演会として、

まだ記憶に新しい小惑星探査機「はやぶさ」において  
小惑星「イトカワ」よりサンプル採集、無事地球に届けるという  
ミッションを成功させた川口淳一郎教授をお招きし、  
宇宙の魅力などについてご講演していただきます。

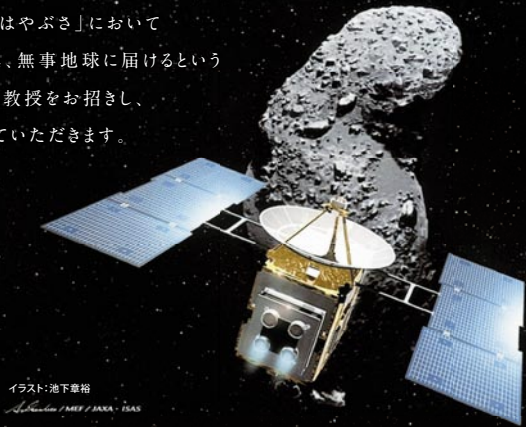


イラスト:池下章裕  
Illustration / MIF / JAXA / ISAS

60th  
Anniversary  
社団法人 本郷法人会

## 社団法人 本郷法人会 創立60周年 記念講演会

【講演日】平成23年9月15日(木) ◎受付開始 / 14:00

【会場】文京学院大学「仁愛ホール」

【会費】記念講演会・記念公演(無料)

第1部 15:00~16:30

◎記念講演会

演題:「はやぶさ」式思考法

講師:宇宙航空研究開発機構(JAXA)教授 川口 淳一郎 氏



提供:JAXA

【学歴・経歴】

昭和53年 3月 京都大学工学部機械工学科卒業  
昭和55年 3月 東京大学大学院工学系研究科航空工学専攻課程修士課程修了  
昭和58年 3月 同上 博士課程修了、工学博士  
昭和58年 4月 文部省宇宙科学研究所システム研究系助手  
昭和63年 4月 同上 助教授  
平成12年10月 同上 教授  
平成15年10月 宇宙航空研究開発機構 宇宙科学研究本部に改組  
平成18年 3月 同上 宇宙飛行システム研究系教授、同研究主幹  
深宇宙探査センター長  
平成20年 4月 同上 月・惑星探査プログラムグループプログラムディレクターを併任  
現在に在る。

この間

昭和62年11月~昭和63年5月 文部省在外研究員(NASAコダード宇宙飛行センター)  
平成12年度 学術審議会(特産領域推進部会)宇宙科学部会 専門委員  
平成12年度 宇宙開発委員会 専門委員  
平成19年度 日本学術会議 連携会員

平成23年4月1日現在

第2部 16:30~17:00

◎記念公演

文京学院大学  
ソングリーディング・ダンスチーム「LEOPARDS」  
吹奏楽部

第3部 17:00~17:30

◎記念式典

第4部 17:40~19:00

◎祝賀会

【申込方法】

申込書(裏面)にご記入の上、  
(社)本郷法人会 事務局までFAXにてお申し込みください。  
確認書(兼 入場券)を返信いたします。  
FAX 03-3815-2401

### CONTENTS

創立60周年記念講演会・ 公演及び祝賀会のご案内	2
平成23年度 研修事業のご案内	3
税務署だより	4~5
都税事務所だより	6
「相続税」税務研修会 —女性部会—	7
企業紹介 「眼健やかに」ジャパンフォーカス(株)	8~9
わが社の景況感	10
第45回通常総会報告	11~13
東法連第2ブロック懇親 ゴルフコンペに参加して (青年部会長 田中元浩)	14
法人会の活動	14
事務局だより	15

◎お申し込みは裏表紙にご記入の上、FAX でお送りください。〔〆切り 8月15日(月)〕

NO. 439  
平成23年7月号

# 社団法人 本郷法人会創立60周年記念講演会・公演・式典(無料)

**と き** 平成23年9月15日(木)  
午後3時～午後7時

**と ころ** 文京学院大学『仁愛ホール』

## 第1部☆記念講演会

午後3時～午後4時30分

### 「はやぶさ」式思考法

講師：宇宙航空研究開発機構(JAXA)教授 川口 淳一郎氏

## 第2部☆記念公演

午後4時30分～午後5時

### 文京学院大学学生による ソングリーディング・ダンスチーム「LEOPARDS」/ 吹奏楽部による演奏



ソングリーディング・ダンスチーム「LEOPARDS」(左)と吹奏楽部の皆さん

## 第3部☆記念式典

午後5時～午後5時30分

## 第4部☆祝賀会

午後5時40分～午後7時

(会費) 5,000円・参加者のみ

### ●ソングリーディング・ダンスチームとは…

チアリーディングから発生した団体競技で、ポンポン、JAZZ、HIPHOP、リリカル、ラインダンスなど様々なジャンルのダンスを盛り込み、ひとつの作品を作ります。

**メ切り** 平成23年8月15日(月)

- 東京メトロ南北線「東大前」駅下車(2番出口) 徒歩0分
- 都営三田線「白山」駅下車(A2出口) 徒歩10分
- 東京メトロ千代田線「根津」駅下車(1番出口) 徒歩10分



## 年間研修事業のお知らせ

行事名	内容	日程
<b>新設法人説明会【無料】</b> (13:30～16:00) 本郷税務署大会議室 ◎法人会事務局会議室 ☆文京区民センター2A	新たに会社を設立した経営者 向けに法人税の基本的な仕組 みについて主要な項目ごとに 説明	4月19日(火) 6月3日(金) 8月4日(木) 10月7日(金)◎ 12月7日(水)◎ 平成24年2月17日(金)☆
<b>決算法人説明会【無料】</b> (13:30～15:30) 本郷税務署大会議室 ☆文京区民センター2A	適正な法人税の申告をして 頂くため決算と申告に関する 基本的な事項を説明	4月14日(木) 5月11日(水) 6月2日(木) 7月6日(水) 8月2日(火) 9月8日(木) 10月6日(木) 11月8日(火) 12月6日(火) 平成24年1月18日(水)☆ 2月16日(木)☆ 3月22日(木)☆
<b>研修シリーズ</b> <b>【テキスト代のみ】</b> (13:30～16:30) 本郷税務署大会議室	実務を担当する方々に法人税 別表の作成方法や法人税法の 解説など	9月7日(水) 9月21日(水) 10月5日(水) 10月26日(水) 11月2日(水) 11月16日(水)
<b>源泉基礎講座【無料】</b> (14:00～16:00) 本郷税務署大会議室	源泉徴収事務の基礎から実務 までの要点を解説	4月21日(木) 6月1日(水) 9月6日(火)
<b>税法等研修会【無料】</b> (13:30～15:30) 本郷税務署大会議室	国税・地方税の改正税法や タイムリーな税の解説など	6月8日(水) 10月13日(木) 10月21日(金)
<b>年末調整説明会【無料】</b> (午前・午後) 文京シビック大ホール	年末調整の諸用紙の配布や 作成にあたっての注意点の 説明	11月9日(水) 11月10日(木)

行事の詳細についてはホームページをご覧ください。

<http://www.hongohojin.or.jp/>



租特透明化法の制定に伴い  
平成23年4月1日以後に終了する事業年度から、  
法人税関係特別措置を適用する場合には、法人税申  
告書への「適用額明細書」の添付が必要となります。

◎ 平成22年度税制改正において、租特特別措置に関して、租用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として「租特特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（平成22年法律第8号）（以下「租特透明化法」といいます。）が制定されました。

これに伴い、平成23年4月1日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要となります。

◎ 「適用額明細書」の取扱いの概要については、次ページ以降のQ&A形式による説明を参考してください。  
また、「適用額明細書」の記載方法につきましては、国税庁のホームページ<sup>(注)</sup>に「適用額明細書記載の手引」を掲載しておりますのでご確認ください。

(注)「国税庁ホームページ」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」の順にクリックすると、「適用額明細書記載の手引（平成23年4月）」のページがご覧いただけます。

◎ このリーフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

平成23年4月

国 税 庁

## Q&A

### Q 1 「適用額明細書」とは何ですか？

A1 「適用額明細書」とは、法人<sup>(注)</sup>が法人税関係特別措置（Q2参照）の適用を受けるときに、その租特特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書（法人税の確定申告書及び連結確定申告書など）をいいます。以下同じです。）に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっております（最終ページ参照）。

(注)「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

### Q 2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租特特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるもの（具体的には、租特透明化法施行令第2条に掲げる各租特特別措置）をいいます。

### Q 3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A3 「租特透明化法」は、租特特別措置に関して、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租特特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣（国税庁長官）は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租特特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。



◎ 「適用額明細書」の様式には、確定申告書に添付する「様式第一」と連結確定申告書に添付する「様式第二」があります。  
 ※ 以下は、書面で提出していただく場合の様式第一（OCR入力用）です。

The form includes fields for '会社名', '住所', '電話番号', '代表者の氏名', and '代表者の住所'. Below these is a table titled '租税特別措置法の条項' (Items of Special Provisions on Taxation) with columns for '区分番号' (Category Number) and '適用額' (Application Amount).

Q 4 「適用額明細書」は、いつから添付する必要がありますか？

A 4 平成 23 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度又は連結事業年度から添付する必要があります。  
 (参考) 平成 23 年 4 月決算以降の法人で、法人税申告書の用紙の送付を希望されている(注)場合には、法人税申告書を送付する際に、「適用額明細書」の用紙を同封します。  
 (注) 前年以前の法人税申告書の「翌年以降送付要否」欄の区分が「要」となっている場合が対象となります。

Q 5 「適用額明細書」を添付しなかった場合は、どうなりますか？

A 5 「適用額明細書」の添付がなかった場合又は添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。  
 そのため、「適用額明細書」の添付もれ又は適用額の記載誤り等があった場合には、できるだけ速やかに、「適用額明細書」の提出又は誤りのない「適用額明細書」の再提出をお願いします。

Q 6 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム (e-Tax) による送信ができますか？

A 6 「適用額明細書」については、平成 23 年 6 月上旬以降、国税電子申告・納税システム (e-Tax) による送信が可能となる予定です。

Q 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合、変更後の「適用額明細書」の添付は必要でしょうか？

A 7 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の添付が必要となります。



## 中小企業者向け省エネ促進税制について

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免します。

### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者* *資本金1億円以下の法人等、個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②「省エネルギー設備*及び再生可能エネルギー設備**」(減価償却資産)で、環境局が導入推奨機器として指定したもの *空調設備、照明設備、小型ボイラー設備 **太陽光システム、太陽熱利用システム ※ 導入推奨機器については、基準変更により取り消されることがありますので、環境局ホームページで最新情報をご確認ください。
減免額	設備の取得価額(上限2,000万円)の2分の1を、取得年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、事業税額の2分の1を限度 ※ 減免しきれなかった額がある場合は、翌事業年度(翌年度)等の事業税額から減免可
対象期間	次の期間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (法人)平成22年3月31日から平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度 (個人)平成22年1月1日から平成26年12月31日までの間
減免手続	事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。

### ～ 平成23年8月から省エネ促進税制にかかる個人事業税の減免が開始されます ～

平成23年度8月定期課税分から、省エネ促進税制にかかる個人事業税の減免申請が開始されます。これは、平成22年中に対象設備を取得した場合に、平成23年度の個人事業税額から減免するものです。減免申請する場合は、納期限までに必要書類を添付して減免申請書を提出してください。

### 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
    - ・主税局課税部法人課税指導課(法人事業税係) 03-5388-2963
    - ・主税局課税部課税指導課(個人事業税係) 03-5388-2969
    - ・千代田都税事務所 03-3252-7141
- 法人事業税に関すること 法人事業税係  
個人事業税に関すること 個人事業税係

\*主税局ホームページに、各種様式や制度のQ&Aを掲載しています。

- 地球温暖化対策報告書制度等/導入推奨機器に関すること
  - ・東京都地球温暖化防止活動推進センター ヘルプデスク 03-5388-3408

主税局 環境減税

検索

## 災害等により被害を受けた方には都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方には、一度課税された税金のうち、まだ納期限が到来していない税金を、被災の程度等によって軽減または免除する制度があります。

また、被害により都税を一度に納めることができない場合には納税を猶予する制度もあります。

減免の対象となる都税は、固定資産税・都市計画税(23区内)、不動産取得税、個人事業税などです。いずれの場合にも、納税者ご本人による申請が必要です。

☆詳しくは、都税事務所にお問い合わせください。

- 文京都税事務所(固定資産税・都市計画税、不動産取得税に関すること) 03-3812-3241
- 千代田都税事務所(個人事業税に関すること) 03-3252-7141

## 「相続税のあらまし」税務研修会を開く ― 女性部会 ―



講師の松井上席調査官

女性部会(松沼部会長)税務研修会が6月9日(木)、午後2時より本郷税務署大会議室で開催され、講師の資産課税部門・松井上席調査官より相続税のあらましについて、まず、【財産をもらったときの税金】について◎贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、受贈者は贈与者ごとにそれぞれの課税方法を選択することができます。◎「相続時精算課税」は、親子間の贈与で一定の要件に当てはまる場合に選択できる制度です。暦年課税については、1年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額を計算するもので、配偶者からの贈与の特例は、婚姻期間20年以上の夫婦の間で居住用不動産の贈与があった場合には、一定の要件に当てはまれば、贈与税の申告をすることにより基礎控除額110万円のほかに最高2,000万円までの配偶者控除が受けられます。【相続時精算課税とは】贈与を受けたときに、一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算するものです。計算方法は◎贈与を受けたときに贈与財産に対する贈与税を支払い、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産とを合計した価額を基に相続税額を計算し、既に支払った贈与税額を控除するものです。相続時精算課税は次の要件に該当する場合に贈与者が異なるごとに選択することができます。なお、一度この相続時精算課税を選択すると、その後、同じ

贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。〈対象者等〉①贈与者はその年の1月1日現在で、65歳以上である親②受贈者はその年の1月1日現在で、20歳以上の贈与者の推定相続人である子〈手続〉この制度を選択しようとする受贈者は、贈与税の申告期間内に相続時精算課税選択届出書を贈与税の申告書に添付して税務署へ提出することになります。〈計算方法〉◎受贈者は「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から特別控除額2,500万円を控除した残額に20%の税率を掛けた合計金額が贈与税税額になります。

### 【財産を相続したときの税金について】

◎亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算は①相続や遺贈によって取得した財産の価額と相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計します。②①から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。③遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価額を加算して、正味の遺産額を算出します。④③から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を算出します。〈計算方法〉①課税遺産総額を法定相続分どおりに按分したものととして、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。②①の税額を合計したものが相続税の総額です。③②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じて按分します。④③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。

# 「眼健かに」

— ジャパンフォーカス(株) 眼科医療機器の輸入販売 —

当社は 1976 年文京区本郷 2-40-7 和田ビルから始まり、眼科医療機器の国際的輸入商社として今年で 37 期を迎えました。取り扱ってきました眼科医療機器の進化を考えますと、機器にも様々な技術の進化が見られます。



1958 年(昭和 33 年)縦型光路を持つ Goldmann スリットランプ 900 がスイスのハーグストレイト社から誕生し、その完成度から世界中の眼科市場に広く普及しました。今でこそ光源は LED を採用し、多少のマイナーチェンジもありましたが、基本的な構造のコンセプトは開発当時と殆ど変わりません。

当社の主力検査機器でありますこのスリットランプは、眼科を受診した時にこの顕微鏡から出る眩しい光で検査をされた方も多いのではないかと思います。完成度の高いこれら検査機器の進化は実にゆったりとしたものでした。

1965 年、水俣病(カドミウム公害)診断に視野検査が威力を発揮、[眼科]は総合科目になります。

— 一口で申しますと 1960 年代は検査診断の時代。

一方、歯科で使用される超音波スケーラーをヒントに作られた超音波で水晶体を破碎処理する超音波乳化吸引術(Kelman)によって水晶体を眼内レンズに置き換える白内障用の手術機器は、現在に至るまでその術式に応じた何世代もの改良が加えられてきました。

何れの科でも手術時の創口(切開創)は早期治癒の観点からも小さくなる傾向にあります。特に白内障関連機器の場合は対象とする眼のサイズに合せ、じつにその改良スピードが顕著でした。

1979 年(昭和 54 年)本邦に白内障手術用の機器が導入され、1980 年代は白内障手術の時代となります。この手術が始まりました当初はその多くが過熟白内障と呼ばれる水晶体がまるでコンクリートの様に白く硬いものでしたので、当時は破碎力のパワーに重点が置かれていました。ところが、水晶体も柔らかいうちに手術を行うようになり、しだいに創口は小さい程組織に対する侵襲が少ない理由から、現在ではそのサイズに重点が置かれる様になりました。

と、言いましても先生方による日々の努力により創口はこの術式が始まりまして程なく 3.2 mm 程度に収まり、その後 1 mm の切開で白内障手術が行える程技術的進歩はめざましかったのですが、眼内に挿入するレンズ径の限界から、今では生体が傷と認識し難い 2.6 mm 程度の創口に落ち付きました。たった 1 mm 弱の差ですが、各社の白内障手術機器の改良は実に素早いもので、こ





れにより切開創を吻合する必要も無くなり、乱視の発生も減少すると共に患者さんの回復も早く、今では日帰り手術が可能なレベルにまでなりました。

これら顕微鏡下で手術を行うマイクロサージャリーは、本邦の眼科におきましては脳外科より5年も早くから取り入れられておりました関係で、この術式に対する日本の先生方の適応力も短期間のうちに世界的レベルに達する程早く、当社の扱っています機器でも多くの白内障手術において、水晶体混濁を取り去る手術に活躍しました。

これら手術関連機器のマイクロサージャリー用鋼製小物も取り扱う種類が豊富ですが、術式の進歩に応じまして年々形状改良を加えて絶えず進化し続けております。

さて、取扱い製品の中には全く開発当初から同じコンセプトである視能訓練士（ORT:1964年制度化）が扱う訓練機器が有りますが、当社では視機能のスペシャリストと言われる視能訓練士の学校でも「機器のメンテナンス」に関しまして講師を務めさせて頂くなど、技術的バックアップに関しても積極的に活動を行っており、視能訓練関連機器も多くの種類を揃えております。



近年コンピュータの得意とする計算処理機能を駆使して画像診断（Digital Imaging）を行う最先端機器が眼科市場を賑わせ、話題になっております。

当社では眼内組織を詳細に捉える OCT（オプティカルコヒレンストモグラフィ）がこの最先端機器の一つにあたりますが、この機器は非接触で、透明な組織が多い眼科では絶好の性能を発揮するものです。

動く組織を静止したように捉えるトラッキング技術や、画像に出易いノイズ削減の為に画像加算平均技術にコンピュータが活躍しており、多くの病変を発見すると共に、その経過観察に効果を発揮しています。

機器は医師と患者を繋ぐツールで有る事は言うまでもありませんが、見えないものを見えるようにする技術は特に眼科分野において 1980 年頃より飛躍的に進歩しております。

最近、現代病と言われております PC やゲーム機を長時間見続けたり、コンタクトレンズの長期装用者に見られるドライアイの治療に役立つ世界初の医療機器を独自に開発、市場に出しました。また、視力の数値に限らず、見たものの輪郭を際立たせる（シャープに見える）コントラスト感度に関する研究も進み、患者満足度を重視する時代に突入しました。

これから最新のコンピュータ技術を駆使した機器が続々と出る一方、従来技術の研究開発も進み、益々眼科関連機器を取り扱います商社の役割りは重要であると感じます。

研究用から日頃頻繁に使用される検査訓練まで、幅広い機器の取扱いと技術的なバックアップを提供する事で眼科医療に貢献すると共に皆さまの目の健康、特に高齢化社会が進むこの国では Better Vision – Quality of Life に貢献することを誓っています。

ジャパンフォーカス(株)  
業務推進部 橋川 弘行

# 「地元」と「わが社」の景況感を「お天気マーク」で表現したら？

今回の震災と原発事故が地元経済や日本経済に及ぼす悪影響は計り知れないものがありますが、この状況下で正副会長方に「地元」と「わが社」の景況感をお天気マークで表現してもらいました。



## 会長 利根川 政明 (株)TONEGAWA

### ●情報加工(セールスプロモーション・デザイン・映像・印刷)

印刷中心から、大きく変革しているところです。ITによる情報のあり方が変わり、印刷需要が減少している。人と地域と企業を結ぶイノベーションカンパニーを目指して頑張っています。更に印刷の持つ特性を掘めなければと考えています。



## 副会長 中島 洋一 中島ポリエチレン工業(株)

### ●医療器械製造販売

大震災後の諸行事等の自粛ムードにより活気が喪失と個人消費の低迷の打開が求められる。消費税増税反対、法人税減税を…



## 副会長 福田 孝太郎 フクダ電子(株)

### ●医療機器製造販売および輸出入

景気回復の兆しが見え始めた矢先に発生した東日本大震災そして原発事故が国内経済に与える影響は甚大であり、先行きは極めて不透明となりました。そうした中で本郷法人会は本年創立60周年という大きな節目を迎えます。これを契機にこの地域から景気浮上を目指しましょう。



## 副会長 東村 昭平 (株)都市総合不動産鑑定所

### ●不動産鑑定・仲介業

わが社を含めて不動産関連業の景況は、昨年夏以降やや明るさが見え始めたが、東日本大震災後は、不透明な状況になっている。私の地元は飲食・小売業が多くじり貧傾向が続いていたが、大震災の影響でより深刻化していると思われる。



## 副会長 大見 和男 (株)プリントバッグ

### ●印刷関連サービス業

印刷業界を取り巻く環境はパソコンの急激な普及により原稿(データ)造りが容易になり専門知識が無くても業界参入が簡単に出来るようになり価格競争激化要因になっている。特殊技術の確立、少量多品種製造への対応、短納期対応が次のステップに行けるキーワードと思われる。



## 第45回通常総会を開く ―全ての議案が承認可決される―

第45回通常総会が5月23日（月）、午後3時30分より東京ガーデンパレスで開催された。総会は松尾総務委員長の司会で始まり、定数報告並びに議事録署名人を選出した後、議長に利根川会長を選出、議事に入った。第1号議案から第8号議案までを慎重審議した結果全ての議案が承認可決され新年度がスタートした。



あいさつをする利根川会長

### 収支決算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科目	合計	一般会計	収益事業特別会計
1 基本財産運用収入	8,900	8,900	0
2 特定資産運用収入	47,629	47,629	0
3 会費収入	31,641,400	31,641,400	0
4 事業収入	3,724,683	2,297,696	1,426,987
5 補助金収入	5,343,300	5,343,300	0
6 推進費収入	8,698,000	0	8,698,000
7 雑収入	936,881	613,950	322,931
8 繰入金収入	1,468,752	1,468,752	0
当期収入合計	51,869,545	41,421,627	10,447,918
前期繰越収支差額	1,507,679	1,507,679	0
収入合計	53,377,224	42,929,306	10,447,918

科目	合計	一般会計	収益事業特別会計
1 事業費	14,373,411	13,257,385	1,116,026
2 会議費	1,670,383	1,319,603	350,780
3 管理費	33,367,295	26,254,935	7,112,360
4 特定資産取得支出	2,000,000	2,000,000	0
5 法人税等引当支出	400,000	0	400,000
6 繰入金支出	1,468,752	0	1,468,752
当期支出合計	53,279,841	42,831,923	10,447,918
当期収支差額	▲1,410,296	▲1,410,296	0
次期繰越収支差額	97,383	97,383	0

### 正味財産増減計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科目	合計	一般会計	収益事業特別会計
I 増加の部			
1 資産増加額	2,000,000	2,000,000	0
2 負債減少額	0	0	0
増加額合計	2,000,000	2,000,000	0
II 減少の部			
1 資産減少額	1,419,651	1,419,651	0
2 負債増加額	2,000,000	2,000,000	0
減少額合計	3,419,651	3,419,651	0
当期正味財産減少額	1,419,651	1,419,651	0
前期繰越正味財産額	29,621,792	29,621,792	0
期末正味財産合計額	28,202,141	28,202,141	0

### 貸借対照表総括表

(平成23年3月31日現在)

科目	合計	一般会計	収益事業特別会計
I 資産の部			
1 流動資産	774,817	374,817	400,000
2 固定資産	48,858,138	48,858,138	0
資産合計	49,632,955	49,232,955	400,000
II 負債の部			
1 流動負債	677,434	277,434	400,000
2 固定負債	20,753,380	20,753,380	0
負債合計	21,430,814	21,030,814	400,000
III 正味財産の部			
正味財産	28,202,141	28,202,141	0
負債及び正味財産合計	49,632,955	49,232,955	400,000

以上のとおり会計報告いたします。

決算書類を監査の結果、  
適法にしてかつ誤りのないことを認めます。

平成23年5月6日  
社団法人 本郷法人会  
会長 利根川 政明

平成23年5月10日  
社団法人 本郷法人会  
監事 寺島 敬二  
監事 松谷 豪  
監事 松原 一雄

# 平成23年度収支予算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
<b>I. 事業活動収支の部</b>				
<b>i. 事業活動収入</b>				
1. 基本財産運用収入	15,000	15,000	0	
(1) 基本財産受取利息収入	15,000	15,000	0	
2. 特定資産運用収入	100,000	100,000	0	
(1) 特定資産受取利息収入	100,000	100,000	0	
3. 会費収入	29,000,000	31,000,000	△ 2,000,000	
(1) 会員会費収入	29,000,000	31,000,000	△ 2,000,000	
4. 事業収入	2,800,000	12,298,000	△ 9,498,000	
(1) 研修会事業収入	1,500,000	2,200,000	△ 700,000	
(2) 簡易保険取扱収入	900,000	1,000,000	△ 100,000	
(3) 健康保険取扱収入	400,000	400,000	0	
(4) 全法連保険事業取扱収入	0	8,698,000	△ 8,698,000	
5. 補助金収入	12,932,200	4,498,300	8,433,900	
(1) 全法連補助金収入	11,804,900	3,798,300	8,006,600	
(2) 東法連補助金収入	1,127,300	700,000	427,300	
6. 負担金収入	2,053,000	2,115,000	△ 62,000	
(1) 青年部会負担金収入	560,000	510,000	50,000	
(2) 女性部会負担金収入	145,000	145,000	0	
(3) 源泉部会負担金収入	348,000	360,000	△ 12,000	
(4) 総会等負担金収入	1,000,000	1,100,000	△ 100,000	
7. 雑収入	1,323,000	1,440,000	△ 117,000	
(1) 受取利息収入	3,000	3,000	0	
(1) 広告収入	600,000	600,000	0	
(2) 雑収入	720,000	837,000	△ 117,000	
<b>事業活動収入計</b>	<b>48,223,200</b>	<b>51,466,300</b>	<b>△ 3,243,100</b>	
<b>ii. 事業活動支出</b>				
1. 税知識の普及を目的とする事業	15,165,790	15,114,204	51,586	
給料手当支出	9,750,000	9,750,000	0	
法定福利費支出	1,435,200	1,421,530	13,670	
特退共掛金支出	117,000	115,886	1,114	
旅費交通費支出	163,800	162,240	1,560	
通信費支出	736,520	729,505	7,015	
会議費支出	167,650	166,053	1,597	
リース料支出	390,000	386,285	3,715	
消耗品費支出	384,200	380,540	3,660	
印刷製本費支出	78,000	77,257	743	
諸謝金支出	100,000	99,047	953	
貸貸料支出	1,148,000	1,137,065	10,935	
保険料支出	214,500	212,457	2,043	
租税公課支出	58,500	57,943	557	
水道光熱費支出	108,000	106,971	1,029	
委託費支出	72,000	71,314	686	
新聞図書費支出	19,500	19,314	186	
負担金支出	100,000	99,047	953	
手数料支出	39,000	38,629	371	
雑費支出	83,920	83,121	799	
2. 納税意識の高揚を目的とする事業	6,510,405	6,467,443	42,962	
給料手当支出	2,000,000	2,000,000	0	
法定福利費支出	294,400	291,596	2,804	
特退共掛金支出	24,000	23,771	229	
旅費交通費支出	33,600	33,280	320	
通信費支出	120,095	118,951	1,144	
会議費支出	115,000	113,905	1,095	
リース料支出	80,000	79,238	762	
消耗品費支出	368,860	365,347	3,513	
印刷製本費支出	1,874,500	1,856,645	17,855	
諸謝金支出	1,000,000	990,475	9,525	
貸貸料支出	315,950	312,941	3,009	
保険料支出	44,000	43,581	419	
租税公課支出	12,000	11,886	114	
水道光熱費支出	21,000	20,800	200	
委託費支出	14,000	13,867	133	
新聞図書費支出	4,000	3,962	38	
手数料支出	177,000	175,314	1,686	
雑費支出	12,000	11,886	114	
3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業	2,355,015	2,344,490	10,525	
給料手当支出	1,250,000	1,250,000	0	
法定福利費支出	184,000	182,247	1,753	
特退共掛金支出	15,000	14,857	143	
旅費交通費支出	57,000	56,457	543	
通信費支出	20,000	19,809	191	
会議費支出	420,000	415,999	4,001	
リース料支出	50,000	49,524	476	
消耗品費支出	25,000	24,762	238	
印刷製本費支出	10,000	9,905	95	
貸貸料支出	154,250	152,781	1,469	
保険料支出	27,500	27,238	262	
租税公課支出	7,500	7,429	71	
水道光熱費支出	15,000	14,857	143	
委託費支出	10,000	9,905	95	
新聞図書費支出	2,500	2,476	24	
負担金支出	85,000	84,190	810	
手数料支出	5,000	4,952	48	
雑費支出	17,265	17,101	164	
4. 地域企業の健全な発展に資する事業	6,507,222	6,469,053	38,169	
給料手当支出	2,500,000	2,500,000	0	
法定福利費支出	368,000	364,495	3,505	
特退共掛金支出	30,000	29,714	286	
旅費交通費支出	42,000	41,600	400	
通信費支出	106,500	105,486	1,014	
会議費支出	54,950	54,427	523	
リース料支出	100,000	99,047	953	
消耗品費支出	116,450	115,341	1,109	
印刷製本費支出	20,000	19,809	191	
諸謝金支出	2,222,222	2,201,055	21,167	
貸貸料支出	709,650	702,891	6,759	



科 目	本年度予算	前年度予算	増 減	備 考
保険料支出	55,000	54,476	524	
租税公課支出	15,000	14,857	143	
水道光熱費支出	27,000	26,743	257	
委託費支出	18,000	17,829	171	
新聞図書費支出	5,000	4,952	48	
手数料支出	10,000	9,905	95	
雑費支出	107,450	106,427	1,023	
5. 地域社会への貢献を目的とする事業	3,983,875	3,967,360	16,515	
給料手当支出	2,250,000	2,250,000	0	
法定福利費支出	331,200	328,045	3,155	
特退共掛金支出	27,000	26,743	257	
旅費交通費支出	37,800	37,440	360	
通信費支出	45,000	44,571	429	
会議費支出	55,000	54,476	524	
リース料支出	90,000	89,143	857	
消耗品費支出	171,000	169,371	1,629	
印刷製本費支出	18,000	17,829	171	
諸謝金支出	600,000	594,285	5,715	
貸貸料支出	231,375	229,171	2,204	
保険料支出	49,500	49,029	471	
租税公課支出	13,500	13,371	129	
水道光熱費支出	22,500	22,286	214	
委託費支出	15,000	14,857	143	
新聞図書費支出	4,500	4,457	43	
負担金支出	0	0	0	
手数料支出	9,000	8,914	86	
雑費支出	13,500	13,371	129	
6. 会員の交流に資するのための事業	9,558,905	6,312,882	3,246,023	
給料手当支出	3,375,000	750,000	2,625,000	
法定福利費支出	496,800	492,068	4,732	
特退共掛金支出	40,500	40,114	386	
旅費交通費支出	56,700	56,160	540	
通信費支出	86,500	85,676	824	
会議費支出	4,633,300	4,027,047	606,253	
リース料支出	135,000	133,714	1,286	
消耗品費支出	82,500	81,714	786	
印刷製本費支出	27,000	26,743	257	
諸謝金支出	105,000	104,000	1,000	
貸貸料支出	291,050	288,278	2,772	
保険料支出	74,250	73,543	707	
租税公課支出	20,250	20,057	193	
水道光熱費支出	9,000	8,914	86	
委託費支出	6,000	5,943	57	
新聞図書費支出	6,750	6,686	64	
手数料支出	13,500	13,371	129	
雑費支出	99,805	98,854	951	
7. 会員の福利厚生等に資する事業	2,011,625	4,948,601	△ 2,936,976	
給料手当支出	750,000	3,375,000	△ 2,625,000	
法定福利費支出	110,400	109,348	1,052	
特退共掛金支出	9,000	8,914	86	
旅費交通費支出	12,600	12,480	120	
通信費支出	122,000	120,838	1,162	
会議費支出	478,500	797,935	△ 319,435	
リース料支出	30,000	29,714	286	
消耗品費支出	15,000	14,857	143	
印刷製本費支出	6,000	5,943	57	
貸貸料支出	385,625	381,952	3,673	
保険料支出	16,500	16,343	157	
租税公課支出	4,500	4,457	43	
水道光熱費支出	37,500	37,143	357	
委託費支出	25,000	24,762	238	
新聞図書費支出	1,500	1,486	14	
手数料支出	3,000	2,971	29	
雑費支出	4,500	4,457	43	
8. 管理費	7,346,175	7,305,968	40,207	
給料手当支出	3,125,000	3,125,000	0	
法定福利費支出	460,000	455,618	4,382	
特退共掛金支出	37,500	37,143	357	
旅費交通費支出	87,500	86,667	833	
通信費支出	296,500	293,676	2,824	
会議費支出	1,167,650	1,156,528	11,122	
リース料支出	125,000	123,809	1,191	
消耗品費支出	62,500	61,905	595	
印刷製本費支出	25,000	24,762	238	
貸貸料支出	1,295,500	1,283,160	12,340	
保険料支出	68,750	68,095	655	
租税公課支出	18,750	18,571	179	
水道光熱費支出	60,000	59,428	572	
委託費支出	40,000	39,619	381	
新聞図書費支出	6,250	6,190	60	
負担金支出	226,000	223,847	2,153	
手数料支出	12,500	12,381	119	
雑費支出	231,775	229,567	2,208	
事業活動支出計	53,439,012	52,930,000	509,012	
事業活動収支差額	△ 5,215,812	△ 1,463,700	△ 3,752,112	
II. 投資活動収支の部				
i. 投資活動収入の部				
1. 特定資産取崩収入	5,500,000		5,500,000	
(1) 周年事業引当資産取崩収入	2,500,000		2,500,000	
(2) 周年事業引当資産取崩収入・女性部会	1,000,000		1,000,000	
(3) 社会貢献事業引当資産取崩収入	2,000,000		2,000,000	
特定資産取崩収入計	5,500,000	0	5,500,000	
ii. 投資活動支出				
1. 特定資産取得支出	0	0	0	
特定資産取得支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	5,500,000	0	5,500,000	
III. 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	284,188	△ 1,463,700	1,747,888	
前期繰越収支差額	97,383	1,507,679	△ 1,410,296	
次期繰越収支差額	381,571	43,979	337,592	

## 東法連第2ブロック懇親ゴルフコンペに参加

山元幹事がブービー賞・団体戦では二年連続の最下位 青年部会長 田中 元浩

恒例の東法連青年部第2ブロックゴルフコンペが、6月14日(火)に我孫子ゴルフ倶楽部にて開催されました。赤星六郎氏設計、青木功を育てたバンカーだらけのあの名門我孫子です。当日は、梅雨真っ只中にもかかわらず、時折薄日の射す絶好のゴルフ日よりとなりました。第2ブロックは、本郷、小石川、上野、浅草、四谷、麻布の6法人会で構成されております。コンペの目玉は新ペリア方式・ネットスコアの上位4名の合計で競う団体戦です。我が本郷にとって、まず第一の難関のメンバーの選出です。そう聞くと人選に苦勞すると思われるかもしれませんが、その逆です。ここ数年で若返りが一層進んだ青年部において、ゴルフをする部会員が極端に少なくなっていました。よって、今回も参加者はぎりぎりの4名でした。私と、吉田副部会長(尙吉田モータース)、山元幹事(株)パトロールサービス)、佐藤部会員(東京不動産企



左より 吉田副部会長、田中部会長、佐藤部会員

画(株)です。第二の難関は本番に弱いということです。毎年寄稿する際、“来年度こそ・・・”というフレーズを引用しておりますが、今年も使わせていただくことになりました。山元幹事がブービー賞を獲得したのが唯一の賞でした。団体戦では二年連続の最下位でした、今年一年は、ゴルフ研修会を今まで以上に開催しゴルフ人口を増やすところから着手したいと思えます。皆様、どうぞ長い目で温かく見守っていただくよう、どうぞよろしくお願いいたします。

### 法人会 の活動

## 平成23年度第1回理事会を開催

### 新公益法人申請に向けて

第1回理事会が4月27日(水)、午後4時から神田明神会館で開催された。理事会は松尾総務委員長の司会で始まり、定数報告がされた後、議長に利根川会長を選出し議事に入った。第1号議案「平成22年度事業報告」及び「平成23年度事業計画(案)」／第2号議案「同、収支決算報告」及び「同、収支予算(案)並びに暫定予算」／第3号議案「第45回通常総会次第(案)」／第4号議案「新公益法人認定に伴う定款変更(案)並びに諸規程(案)」／第5号議案「会費改定の実施時期」／第6号議案「専務理事に対する役員報酬支給」／第7号議案「東北地方太平洋沖地震に対する義

援金」／第8号議案「任期満了に伴う役員改選」／第9号議案「創立60周年事業」について慎重審議した結果、全議案が原案通り承認された。また、新理事には湯島3丁目の北岡幹雄幹事が新たに推薦された。



第1回理事会の様子

# 事務局だより

## 新会員のご紹介

法人名	住所	業種	電話
(有)コンフォート	本駒込3-40-3	花教室運営・小売販売	3821-1166
(株)デュナミス	本郷2-40-7-7 F	医療業界向け・広告制作	5939-6150
(株)ツナシマ	湯島3-20-12	不動産賃貸業	3836-5601
(株)東京夢工房	本駒込2-10-4-3 F	建設業	5395-8880
ツイン・メディカル(株)	本郷2-17-5	医療器機販売	5804-0256
(有)新藤コルク工業所	本郷3-17-14	コルク販売	3811-5728
(株)カワムラ	本郷3-20-2	包装資材、販売	3811-2545
(株)スカイクラフト	本郷3-24-17	ソフトウェア開発	6912-7585
(株)明一美	本郷4-1-3	出版	3814-7144
ムートランド(株)	湯島2-17-16	広告企画制作	5842-5600
(株)デジタルナビ	湯島2-30-9	家電小売業	5684-6371
(株)アイプラス	湯島2-31-24	医療機器販売	5840-6150
(株)トラスト	湯島3-23-8	情報処理サービス	5812-9499
ユーピー(株)	湯島3-34-11	貿易	3834-3615
(有)保全	本駒込2-8-8	不動産	3947-1671
(一社)Cオリビング文京	向丘1-7-8	不動産業・サービス業	5543-4035
(株)百万石	本郷5-24-7-101	飲食業	3811-1209
(株)日本システム開発	千駄木2-25-5	ソフトウェア開発	3824-7851

## 研修委員会からのお知らせ

今回、東日本大震災が発生し、帰宅困難者対策やBCPなど、危機管理については関心が高まっていると思います。そこで、本年10月19日～21日に東京ビッグサイト西1・2ホールで開催される「危機管理産業展2011」にご招待いたします。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

## 編集後記

暑中お見舞い申し上げます。節電がキーワードの今年の夏、せめて土用の丑の日には「うなぎ」でも食べて暑さに負けないようにしたいものです。さて、当会は昨年来公益社団法人を目指し検討して参りましたが、先般の総会で年内に申請を済ませることが承認されました。公益法人の認定を得べく公益法人移行委員会の中島委員長を始め川井専務、委員の皆さん、コンサルタントの方々一丸となって勤めに励んでおります。また、9月15日には文京学院大学「仁愛ホール」にて創立60周年記念講演会・記念公演と祝賀会が催されます。地域に根ざし地元の企業やそこで働かれている皆様にとってお役に立つ法人会を目指し、懇親会以外は無料でご案内いたしております。特に川口淳一郎教授による「はやぶさ」探査飛行にまつわる講演は必ずや大震災後の我々に希望をもたらしてくれるものと期待しております。多くの皆様でのご参加をお待ち申し上げます。(森田)

## 私も入会しました

### 我が社の一言PR

**YEBISU COMPANY**

- 会社名=株式会社 エビス.カンパニー.
- 代表者=森下 晃
- 所在地=文京区本郷三丁目22-9眞鍋ビル1F  
TEL:03-3868-2819 FAX:03-3868-2819
- URL:http://www.yebisu-company.co.jp
- 平成22年12月に「うどんの二代目甚八」をオープンした三重県に本社がある会社です。三重県産の小麦で実演自家製麺し打ち立てのうどんを食べて頂くのが特長です。また、三重の食材を豊富に使ったメニューや鈴鹿の地酒も揃えております。ぜひ一度ご来店下さい。どうぞよろしくお願い致します。

■平成23年7月号 (No.439) 発行所 社団法人 本郷法人会 発行人 広報委員長 森田俊介  
〒113-0033 文京区本郷3-26-8 数寄屋ビル2階 電話 (3812) 0595 FAX (3815) 2401

▲

**この向きにFAXしてください。**  
**FAX. 03 (3815) 2401**

**社団法人 本郷法人会  
創立60周年記念講演会【参加申込書】**

月 日 受信

会社名	TEL	
	FAX	
所在地		
参加者名	祝賀会	参加 する しない (どちらかを○で囲んでください。)
	祝賀会	参加 する しない (どちらかを○で囲んでください。)
	祝賀会	参加 する しない (どちらかを○で囲んでください。)

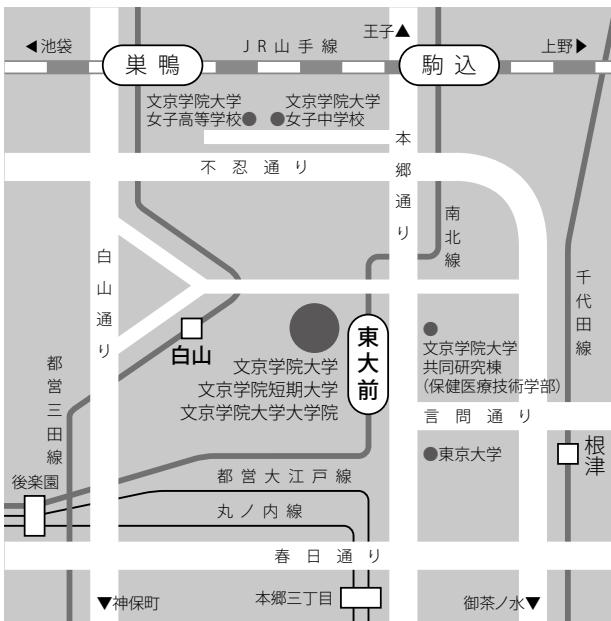
※祝賀会費5,000円(参加費のみ)

社団法人 本郷法人会  
〒113-0033 東京都文京区本郷3-26-8 数寄屋ビル2F  
TEL. 03 (3812) 0595 FAX. 03 (3815) 2401  
E-mail. info@hongohojin.or.jp

※個人情報につきましては参加者名簿作成等事務処理のため利用し、それ以外の目的で使用することはありません。

✂  
キ  
リ  
ト  
リ

● 会場のご案内



**文京学院大学 本郷キャンパス内「仁愛ホール」**

〒113-8668 東京都文京区向丘1-19-1  
TEL. 03-3814-1661

- 東京メトロ南北線「東大前」駅下車(2番出口) 徒歩0分
- 都営三田線「白山」駅下車(A2出口) 徒歩10分
- 東京メトロ千代田線「根津」駅下車(1番出口) 徒歩10分



古紙配合率100%再生紙  
を使用しています。



この印刷物は環境にやさしい  
植物性大豆油インキを使用しています。